

中国における著名商標の認定・保護制度について¹

一 著名商標²と一般の登録商標との差異及び著名商標の認定を受けるメリット

1 著名商標の保護規定の概要

(1) 商標法実施条例（国務院制定、2002年8月3日公布、2002年9月15日施行）が施行される前の従来の制度の下では、国家工商行政管理总局商標局が著名商標を、申請に基づかず、自主的に認定して著名商標のリストを作成・公表していました。事実上、このリストに掲載されるのは中国国内企業に限られていたため、外国から批判を受けていました。著名商標は、認定時から3年間有効であるとされていました。著名商標の認定を受けた企業は、著名商標の認定を受けたことを商品の広告宣伝に利用することが一般的に行なわれていました³。

(2) 2002年9月15日に商標法実施条例が施行された後、著名商標に関する法制度は大きく変わりました。以下においては、まず、著名商標に関する現在の法制度の概要を説明します。

中国の商標法においては、原則として、登録商標（商標局の審査を経て登録された商標）のみが、商標専用権の保護を受けることができます（商標法第3条1項、第7章）。

但し、商標法は、この原則を修正し、中国で未登録の商標であっても、それが著名商標であるときは、一定の法的保護を与えることとしています。即ち、中国で未登録の著名商標と同一又は類似の商品上に当該著名商標を複製、模倣又は翻訳した

¹ 本稿は、法制度に関する一般的な説明を目的としたものであり、特定の事案の解決にあたってのアドバイス等を目的とするものではありません。

² 中国語原文の「馳名商標」とは、「中国において関係する公衆に熟知され、かつ比較的高い名声を有する商標」をいいます（「著名商標の認定及び保護に関する規定」（中国国家工商行政管理総局、2003年4月17日公布、同年6月1日施行）第2条）。本回答書では、その内容から意味が最も近いと思われる「著名商標」の語を使用しております。この他、中国語原文で「著名商標」及び「知名商品」という用語も使用されます。前者は、例えば「四川省著名商標認定及び保護条例」（四川省人民代表大会常務委員会 2002年7月20日公布、2002年12月1日施行）等のように、一地方において広く認識せられている場合を含みます。また、後者は、市場においてある程度の知名度を持ち、関連公衆に知られている商品を指し、不正競争防止法第5条2号・21条2項等で使用されています。

³ なお、中国には、「全国重点商標保護名録」制度もあります。これは、とくに重要な商標（①市場で非常に高い信望を集めていて、大衆によく知られている登録商標で、②複数の省で侵害事件が発生し、工商管理总局の取締りにもかかわらず解決していないもの）を保護する目的のため、地方工商管理总局が商標案件を処理する際に参考資料として使用されるものです。

（<http://www2s.biglobe.ne.jp/~imamichi/counterfeit.htm>）。「全国重点商標保護名録」に掲げられた商標については、優先的に模倣品取締りが行なわれます。2000年6月現在のリストには、280件の商標が掲げられていますが、そのうち、外国企業の商標が130件、日本企業の商標が24件掲げられています

（<http://www2s.biglobe.ne.jp/~imamichi/jyutm.html>）。但し、「全国重点商標保護名録」に掲げられているからといって、これをもって著名商標として認定されたということとはできません。

商標を登録することを認めず、かつ当該商標の使用を禁止しています（商標法第 13 条 1 項）。中国で未登録の商標は、登録商標ではないので、これに対する侵害は商標法第 52 条に規定する登録商標専用権の侵害行為を構成しないことになり、侵害停止の民事責任を負うだけで、損害賠償責任は負わないと解されます。

また、既に中国で登録されている商標が著名商標であるときは、その保護の範囲を、同一又は類似でない商品にまで拡大しています。即ち、登録出願された商標が中国で既に登録されている著名商標を複製、模倣又は翻訳したもので、公衆の誤認を招き、商標権者の利益を侵害するおそれがあるときは、登録を認めず、かつ使用を禁止しています（商標法第 13 条 2 項）。登録されている著名商標を侵害した者は、当該商標の登録者に対する損害賠償責任も負わなければなりません（商標法第 52 条、第 56 条）。

商標法第 13 条第 2 項にいう登録とは、商標登録のことであり、商品の類別（さらには細分類）を指定して登録されます。

このように、商標法第 13 条 1 項は、「登録されていない商標が著名商標である場合」に、また、同条 2 項は、「登録されている商標が著名商標である場合」に、適用されることとなります。即ち、同条にいう「登録」とは、商標登録のことであり、2002 年に商標法実施条例が改正される前の従来 of 制度の下における著名商標の登録のことではありません。

具体的案件において自己の著名商標の保護を求めて申立又は訴訟提起等した者が、商標法第 13 条 1 項及び 2 項に定める権利を行使することとなります。

なお、「混同」（商標法第 13 条 1 項）と「誤認」（商標法第 13 条 2 項）という用語は、中国では、あまり明確に区別されずに使用されています。

著名商標については、商標法第 13 条、第 14 条のほか、いくつかの関連規定があります（添付資料 1）⁴。

まず、商標法実施条例は、商標登録及び商標審査の過程において具体的紛争が生じた際に、関連当事者が、商標局又は商標評議審査委員会に対して、著名商標の認定等を求めることができることとしました（第 5 条 1 項）。

また、「商標民事紛争案件の審理における法律適用の若干問題に関する解釈」（最高人民法院審判委員会 2002 年 10 月 12 日制定、同日公布、2002 年 10 月 16 日施行。以下「商標紛争司法解釈」といいます）は、人民法院が著名商標の認定をする権

⁴ また、中国も加盟している「工業所有権の保護に関するパリ条約」（1883 年）の第 6 条の 2 は、「同盟国は、一の商標が、他の一の商標でこの条約の利益を受ける者の商標としてかつ同一若しくは類似の商品について使用されているものとしてその同盟国において広く認識されているとその権限ある当局が認めるものの複製である場合又は当該他の一の商標と混同を生じさせやすい模倣若しくは翻訳である場合には、その同盟国の法令が許すときは職権をもって、又は利害関係人の請求により、当該一の商標の登録を拒絶し又は無効とし、及びその使用を禁止することを約束する。一の商標の要部が、そのような広く認識されている他の一の商標の複製である場合又は当該他の一の商標と混同を生じさせやすい模倣である場合も、同様とする。」と規定しています。

限を有することを明らかにし（第 22 条 1 項）、人民法院が商標民事紛争案件を処理する際の解釈基準を示しています。さらに、2003 年に公布された「著名商標の認定及び保護に関する規定」（国家工商行政管理総局制定、2003 年 4 月 17 日公布、2003 年 6 月 1 日施行。以下「著名商標保護規定」といいます）は、著名商標の定義、著名商標の認定方法等につき具体的に規定しており、極めて重要です（添付資料 2）。ただ、著名商標保護規定は、国家工商行政管理総局商標局及び商標評議審査委員会が著名商標の認定等を行なう場合に関する規定であり、人民法院に対して当然に適用されるものではなく、人民法院は、自己の裁量により、著名商標保護規定を「参考」にすることができる、という考え方が裁判官の間では支配的です（この点につき、当職らが、一般論ベースで、上海市高級人民法院の知的財産担当裁判官に非公式に電話照会して確認したところ、同旨の回答を得ました。なお、こうした「行政機関が制定した行政機関向けの法令の裁判規範性」の有無は、中国の裁判における法適用の局面でしばしば問題となりますが、理論的・立法的なきちんとした解決はまだのようです）。

著名商標保護規定は、「著名商標」につき、「中国において関係する公衆に熟知され、かつ比較的高い名声を有する商標」と定義し、従来も解釈上存在した「中国において」という限定を明文化しました（第 2 条 1 項）。ここに「公衆」とは、消費者のみならず、商品の生産者、サービスの提供者、及び販売者等も含まれることを明らかにしました（第 2 条 2 項）。著名商標保護規定によると、他人が初期査定を受けかつ公告した商標、又は他人がすでに登録した商標が、商標法第 13 条の規定に違反すると認められた者は、その者の有する商標が著名であることを証明する関連資料を提出して、商標局に対して異議を提出し、又は取消裁定を請求することができます（第 4 条）。また、商標法第 13 条の規定に違反すると認め、その著名商標の保護を請求する者は、工商行政管理部門に対して、使用差止を請求することもできます（第 5 条）。著名商標の保護を請求する者は、その商標が著名であることを証明する関連資料とともに、市レベル以上の工商行政管理部門に対して使用差止についての書面による請求を提出し、かつ、省レベルの工商行政管理部門にその写しを提出し（第 5 条）、その案件が商標法第 13 条に規定する事由に該当するか否かについての審査を受けなければなりません（第 6 条、第 7 条）。著名商標の認定に関する最終的な権限と責任を負うのは、国家工商行政管理総局商標局とされています（第 8 条）。第 12 条は、著名商標認定の効力が基本的には当該紛争案件のみに及ぶことを前提に、一定の例外を採用しました。他人が著名商標を企業名称として登記すると、公衆を欺き、又は公衆を誤認させるおそれがあると認めるときは、企業名称登記主管機関に対し、当該企業名称登記の取消を申し立てることができます（第 13 条）。この規定は、「商標法实施条例第 53 条」と同じ規定になっています。

(3) 著名商標の関連規定の制定・改正の状況（2001年以降）

2001年以降における、著名商標の関連規定の制定・改正の状況をまとめると、下表のとおりです。著名商標に関する制度の制定・改正は、下表のように、五月雨式に行なわれました。

関連規定	公布日	施行日	制定・改正のポイント
商標法改正	2001年10月27日	2001年12月1日	・著名商標に関する規定を新設した。
商標法実施条例	2002年8月3日	2002年9月15日	・紛争案件ごとに、申請により、著名商標の認定をする制度に改めた。
商標紛争司法解釈	2002年10月12日	2002年10月16日	・人民法院が著名商標の認定をする権限を有することを明確化した。
著名商標保護規定	2003年4月17日	2003年6月1日	・認定の効力は、基本的に当該紛争案件のみとする制度を採用した。

2 著名商標と一般の登録商標との差異

著名商標と一般の登録商標との形式面での差異は、下表のとおりです。

項目	著名商標	一般の登録商標
定義	中国において関係する公衆に熟知され、かつ比較的高い名声を有する商標	商標局の審査を経て登録された商標
判断主体	国家工商行政管理総局商標局 商標評議審査委員会 人民法院	国家工商行政管理総局商標局。但し、紛争になった場合は、商標評議審査委員会及び人民法院も主体となる。
存続期間	当該案件のみ有効。但し、著名商標として保護されたことが後の別件でも考慮され得る。	登録日から10年（更新可）

3 著名商標の認定の実質的効果

著名商標の認定の実質的効果（著名商標認定を受けるメリット）は、個別の紛争案件において、登録商標によって保護を受けられない場合であっても、例えば、以下のとおり、一定の法的保護を受けることができる点にあります。これらの法的保護について権利を行使できる主体は、具体的案件を申し立て又は訴訟提起等して、

著名商標の認定を申請した者のみです。

(1) 未登録の著名商標と同一又は類似の商品について出願した商標の不登録・使用禁止

「同一又は類似の商品について出願した商標が、中国で登録していない他人の著名商標を複製、模倣又は翻訳したもので、当該著名商標と混同しやすい場合は、これを登録せず、かつその使用を禁止する。」(商標法第 13 条 1 項)

(2) 既登録の著名商標と同一でない又は類似しない商品について出願した商標の不登録・使用禁止

「同一でない又は類似しない商品について出願した商標が、中国で登録した他人の著名商標を複製、模倣又は翻訳したもので、かつ公衆が誤認し、当該著名商標の登録者の利益に損害を与えるおそれのある場合は、これを登録せず、かつその使用を禁止する。」(商標法第 13 条 2 項)

(3) 悪意による登録者に対して、登録商標取消裁定の申立につき 5 年の期限の制限を受けないこと

「すでに登録された商標が商標法第 13 条の規定に違反している場合は、商標の登録日から 5 年以内に、商標所有者又は利害関係者は、商標評議審査委員会にその登録商標の取消裁定を申し立てることができる。悪意⁵による登録をした者に対して、著名商標の所有者⁶は、5 年の期限の制限を受けない。」(商標法第 41 条 2 項)

(4) 企業名称登記の取消⁷

「商標所有者は、他人がその著名商標を企業名称として登記することにより、公衆を欺き、又は公衆の誤解を招くおそれがあると認めるとき、企業名称登記主管機関に対して当該企業名称登記の取消を申請することができる。企業名称登記主管機関は、企業名称登記管理規定に従って処理しなければならない。」(商標法实施条例第 53 条、著名商標保護規定第 13 条)

(5) ドメインネームの登録、使用等の行為が不法行為又は不正競争にあたる場合

「人民法院がドメインネーム紛争案件を審理する際に、以下の各項の条件に合致

⁵ 「悪意」とは、当該商標が「中国において関係する公衆に熟知され、かつ比較的高い名声を有する」(著名商標保護規定第 2 条 1 項) ことを知っていることを意味すると考えられます。

⁶ 「著名商標の所有者」とは、「中国において関係する公衆に熟知され、かつ比較的高い名声を有する」(著名商標保護規定第 2 条 1 項) 当該商標の所有者を意味すると考えられます。

⁷ 商標局又は人民法院が著名商標を認定をした決定書・判決書等が、その執行として、企業名称登記主管部門に送られ、企業名称の取消がなされることとなります。

する場合は、被告のドメインネームの登録、使用等の行為が不法行為又は不正競争を構成するものと認定しなければならない。

第2号 被告のドメインネーム又はその主要な部分が原告の著名商標の複製、模倣、翻訳又は音訳を構成するか、もしくは原告の登録商標、ドメインネーム等と同様又は類似しており、公衆の誤認をもたらすに足る場合。」（「インターネットドメインネームに関わる民事紛争案件の審理における法律適用の若干問題に関する解釈」（最高人民法院審判委員会 2001年6月26日制定、2001年7月17日公布、2001年7月24日施行）第4条）

「(9) 解決規則に基づき、訴え提起の理由を説明する。特に以下の内容を記載しなければならない。

①～④ 略

⑤ 申立人の業務が当該ドメインネームの登録及び使用によりすでに損害を受けており、又は損害を受ける極めて高い蓋然性があること。

申立人が申し立てた商標がすでに関連機構により著名商標であると認定されている場合は、有効な証拠を提示することを前提に、前記第5号の申立理由について再度証拠を提出する必要はないものとする。」（「ドメインネーム紛争解決手続規則（試行）」（中国国際経済貿易仲裁委員会ドメインネーム紛争解決センター制定、2001年1月1日公布、同日施行）第12条）⁸

（6）刑事訴追が義務付けられること⁹

「登録商標所有者の許諾を得ずして、同一種類の商品に登録商標と同一の商標を使用し、以下のいずれかに該当する疑いがあるときは、訴追しなければならない。

第3号 他人の著名商標又は人に用いる薬品の商標を冒用した場合。」

（「最高人民検察院、公安部の経済犯罪案件訴追基準に関する規定」（2001年4月18日公布、同日施行）第61条）¹⁰

⁸ 商標局等の行政機関によるドメインネームと商標の衝突に関する紛争解決手段はありません。中国国際経済貿易仲裁委員会ドメインネーム紛争解決センターは、中国の行政機関ではないため、行政による著名商標認定制度とはいえません。

⁹ 「最高人民検察院、公安部の経済犯罪案件訴追基準に関する規定」にいう「著名」とは、著名商標保護規定第2条1項にならぬ、当該商標が「中国において関係する公衆に熟知され、かつ比較的高い名声を有する」ことを意味すると考えられます。刑事事件の場合、訴追した検察官が、犯罪の成立を立証するため、著名商標の申請をすることになります。本文に掲げた規定に該当する場合以外においても、一般的に、起訴又は量刑の判断において、「被害を受けた商標が著名商標（中国において関係する公衆に熟知され、かつ比較的高い名声を有する商標）であること」が考慮要素の1つになると考えられます。以上の点については、当職らが、一般論ベースで、中国公安部の担当者に非公式に電話照会して確認したところ、同旨の回答を得ました。

¹⁰ 本文に掲げた「最高人民検察院、公安部の経済犯罪案件訴追基準に関する規定」（2001年4月18日公布、同日施行。以下本脚注では「2001年規定」といいます）が、昨年出された「最高人民法院、最高人民検察院による知的財産権侵害における刑事事件処理の具体的な法律適用に関する若干問題の解釈」（最高人民法院、最高人民検察院制定、2004年12月8日公布、2004年12月22日施行。以下本脚注では「2004年規定」といいます）により効力がどのようになったかについて若干検討します。2004年規定では、それ

「他人の登録商標標識を偽造・無断製造し、又は偽造・無断製造された登録商標標識を販売し、以下のいずれかに該当する疑いがあるときは、訴追しなければならない。

第2号 著名商標標識の違法製造、違法製造した著名商標標識の販売。」

（「最高人民検察院、公安部の経済犯罪案件訴追基準に関する規定」（2001年4月18日公布、同日施行）第63条）

4 著名商標認定とその後の紛争への「一般的」効力

現行の中国の著名商標制度では、「行政による著名商標認定」と「司法による著名商標認定」のいずれの場合も、当該紛争についてのみ有効、というのが基本であり、その後の紛争については、完全な形の法的な「拘束力」があるわけではありません¹¹。具体的には、以下のとおりです。

過去に著名商標の認定を受けたことが、国家工商行政管理総局商標局及び商標評議審査委員会の手続において、その後どのような効力を有するかについては、著名商標保護規定第12条が規定しています。それによると、①当事者が商標法第13条に基づきその商標に対して保護を求める場合、当該商標が過去に中国の主管機関において著名商標として保護を与えられていたという記録を提出することができます。②受理した案件が、すでに著名商標として保護を与えられている案件の保護範囲と基本的に同一であり、かつ相手方当事者が当該商標の著名度について異議のない場合、又は異議はあるが当該商標が著名ではないという証拠資料を提供できない場合は、案件を受理した工商行政管理部門は、当該保護記録の結論に基づいて案件

以前に出された司法解釈等の効力について、「本解釈と抵触する場合は、本解釈施行後は適用しない」旨を定めています（2004年規定第17条）。したがって、過去に出された司法解釈である2001年規定のうち、2004年規定と矛盾抵触する箇所は無効化しますが、矛盾抵触の無い部分については有効に存続することになります。そこで、2001年規定のうち、登録商標侵害等に関する第61条・第63条の有効性はどうかですが、確かに、第61条1号・2号及び第63条1号等に規定されている「違法経営金額」等の要件については、2004年規定によって基準が引き下げられていますので、この限度で2001年規定第61条1号・2号及び第63条1号等は無効化し、2004年規定が適用されることとなります。しかし、2001年規定第61条・第63条のなかでも、著名商標に関する部分（第61条3号、第61条2号）は、2004年規定では特に言及されていません。したがって、通常解釈論に従う限り、2001年規定のうち、第61条1号・2号及び第63条1号等以外の規定は、著名商標に関する規定である、第61条3号及び第63条2号を含めて、依然として有効であると考えられます。ただ、確かに法令の文面上からだけでは、2001年規定のなかで2004年規定によって無効化される部分が必ずしも完全に明確ではないという問題はあるとは言えます。なお、この点について、当職らは、一般論ベースで、中国公安部、北京市人民検察院、北京市海淀区中級人民法院に電話照会しましたが、明確な回答は得られませんでした（あくまで印象ではありますが、こうした2001年規定の有効部分・無効部分の区分けに関する緻密な議論は、当局でもまだ十分に行われていない可能性が感じられました。）。

¹¹ 著名商標として認定を受けた後、継続して3年間使用を停止したような場合は、もはや著名商標として認定を受けることは事実上困難となっていると思われるかもしれませんが、著名商標の特別な取消手続はありません。もちろん、当該商標の登録自体が、商標法第44条4号により取り消される可能性はあります。その場合、商標法第13条2項による保護が受けられなくなり、第13条1項による保護が残るのみとなります。

に対し裁定、処理することができます。③受理した案件が、すでに著名商標として保護を与えられた案件の保護範囲とは異なる場合、又は相手方当事者が当該商標の著名度に対して異議を有し、かつ当該商標が著名ではないという証拠資料を提出した場合は、商標局又は商標審査員会が当該著名商標の資料についてあらためて審査し、かつ認定しなければなりません。

問題は、上記規定にいう「主管機関」による「保護記録」には、人民法院による著名商標認定の判決が含まれるのか（つまり、商標局等の行政機関は、過去の司法による著名商標認定を上記第 13 条の限度で前提とする必要があるのか）です。この点については明確な立法的解決はなされていませんが、少なくとも、当職らが国家工商行政管理総局商標局の担当官に一般論ベースで確認したところでは、「人民法院」による「判決」も、ここでいう「主管機関」による「保護記録」に含まれると考えるとの回答でした。

人民法院での審理において、当事者が、過去に行政主管機関又は人民法院により著名商標として認定された保護記録を提出した場合、相手側当事者が商標の著名度について異議を有しないときは、人民法院はあらためて審査しません（商標紛争司法解釈第 22 条 3 項前段）。

過去に著名商標として認定された事実を、後に別の案件において提出して、著名商標保護規定第 12 条又は商標紛争司法解釈第 22 条 3 項前段による保護を申請する場合、当該申請者は、過去に認定を受けた案件の当事者と同一の者である必要があります¹²。また、登録を受けた著名商標は、同一でない又は類似しない商品についても保護されるものであるため（商標法第 13 条 2 項）、過去に認定を受けた案件における商品分類との同一性は要求されないと解されます。例えば、A社とB社が同じ企業グループに属し、両社とも「X」商標を使用している場合に、A社がある案件で「X」商標につき著名商標の認定を受けたとしても、それをB社が別の案件で上記認定の記録を提出して、著名商標保護規定第 12 条又は商標紛争司法解釈第 22 条 3 項前段による保護を受けることはできません。

なお、著名商標保護規定第 12 条 2 項は、「受理した案件が、すでに著名商標として保護を与えられている案件の保護範囲と基本的に同一であること」を要求しています（商標紛争司法解釈第 22 条 3 項前段による場合も、文言上明示されていませんが、同様に解される可能性が高いと思われます）。まだ著名商標保護規定第 12 条 2 項又は商標紛争司法解釈第 22 条 3 項前段が問題となった紛争案件はないことから、上記の保護範囲の同一性が具体的に何を意味するかは明らかではありません¹³。

¹² この点につき、当職らが、一般論ベースで、商標局の担当者に非公式に電話照会して確認したところ、同旨の回答を得ました。

¹³ 例えば、ある商標を机に表示している者に対して行政取締りを求めて著名商標の認定を受けた後に、同一の商標をパソコンに表示している別の者に対して行政取締りを求めた場合、著名商標保護規定第 12 条 2 項の保護範囲の同一性が認められるか、パソコンではなく椅子の場合はどうか等の問題が考えられます。

もし保護範囲の同一性を厳格に解すると、著名商標保護規定第 12 条及び商標紛争司法解釈第 22 条 3 項前段による保護が認められる場合がかなり限定される可能性があります。但し、実際の紛争案件においては、相手方当事者が著名性の認定を争うのが通常であるため、著名商標の認定を改めて行なう必要があるケースが多いと思われる。

二 著名商標の認定申請

1 認定申請の方法

著名商標認定申請の方法としては、以下の 4 つの方法があります。

方法	主管機関	対象	根拠規定
行政による著名商標認定 ①： 商標異議申立において著名商標認定を申請する方法	国家工商行政管理 総局商標局	初期査定及び公告を経たが、まだ登録に至っていない商標	著名商標保護規定第 4 条 1 項
行政による著名商標認定 ②： 商標取消請求において著名商標認定を申請する方法	商標評議審査委員会	既に登録された商標	著名商標保護規定第 4 条 2 項
行政による著名商標認定 ③： 商標管理において著名商標認定を申請する方法 ¹⁴	国家工商行政管理 総局商標局	未登録商標の使用管理。既登録商標の場合は、商標評議審査委員会の管理に従う。	著名商標保護規定第 5 条、第 6 条、商標法实施条例第 45 条
司法による著名商標認定： 人民法院による商標紛争案件の審理において著名商標認定を申請する方法	人民法院	未登録商標、既登録商標。	商標紛争司法解釈第 22 条

上表の①及び③の方法については、本稿の「一 3」で前述した実質的効果のうち、(1) 未登録の著名商標と同一又は類似の商品について出願した商標の不登録・使用禁止、(2) 既登録の著名商標と同一でない又は類似しない商品について出願し

¹⁴ 行政当局により模倣品の取締り等を行なうような場合です。

た商標の不登録・使用禁止、とリンクすると考えられます。

上表の②の方法については、(1) 未登録の著名商標と同一又は類似の商品について出願した商標の不登録・使用禁止、(2) 既登録の著名商標と同一でない又は類似しない商品について出願した商標の不登録・使用禁止、(3) 悪意による登録者に対して、登録商標取消裁定の申立につき5年の期限の制限を受けないこと、とリンクすると考えられます。

上表の④の方法については、(1) 未登録の著名商標と同一又は類似の商品について出願した商標の不登録・使用禁止、(2) 既登録の著名商標と同一でない又は類似しない商品について出願した商標の不登録・使用禁止、(4) 企業名称登記の取消、(5) ドメインネームの登録、使用等の行為が不法行為又は不正競争にあたる場合、(6) 刑事訴追が義務付けられること、とリンクすると考えられます。

なお、(5) ドメインネームの登録、使用等の行為が不法行為又は不正競争にあたる場合には、人民法院のほか、「中国国際経済貿易仲裁委員会ドメインネーム紛争解決センター」も、著名商標の保護を与えることができます。

2 著名商標の認定手続

著名商標の認定申請については、特別の手続があるわけではなく、具体的な案件（例えば、損害賠償請求訴訟）の審理の中で、原告や異議申立人等が著名商標を有しているか否かが判断され、その結果は、判決文等の理由中で示されることとなります。従って、とくに著名申請書や決定書等はありません。行政による著名商標認定は、商標異議申立等の手続の決定書において、また、司法による著名商標認定は、民事訴訟手続の判決書において、「著名商標である」ことが文言上明確に記載されます。この人民法院の認定判断は、当該具体的案件において、原告が、著名商標の認定を申請したことが前提となります。そして、当該具体的案件を解決するためには、著名商標の認定をしなければならないという論理必然的関係があることが必要となります¹⁵。要するに、「著名商標の認定」といえるためには、①「著名商標である」との文言、②原告による著名商標認定の申請の存在、③当該具体的案件解決のための著名商標認定の論理的必然性、の要件が必要です。例えば、人民法院が、傍論又は背景事実として、当該商標が著名であると述べただけの場合は、上記③の要

¹⁵ この点に関し、ある未公開の裁判例（中級人民法院判決）は、以下のとおり判示しました。「本件においては、原告の本件関連登録商標に著名商標の特別な保護を適用する必要はない。なぜならば、訴えられている被告の権利侵害行為に関わる…製品が原告の本件関連登録商標の指定使用商品と同種商品に該当しており、登録商標と同種又は類似の商品に使用される標章が関連消費者の誤認を招くかどうか及び当該標章が当該登録商標に類似しているかを判断する場合に、当該登録商標が著名であるかどうかの認定が前提となるわけではないからである。従って、当人民法院は、本件において原告の本件関連登録商標が著名であるかについて判断及び認定を行なう必要はない。」

件を満たさないため、「著名商標の認定」とは言えないと思料されます。

なお、後述するとおり、国家工商行政管理总局商標局は、認定した著名商標のリストを公表しています。しかし、法的効力を有するのは、リストではなく、あくまで商標異議申立等の手続の決定書の方になります。司法による認定の場合、著名商標の認定手続に関し、最高人民法院、高級人民法院、中級人民法院という人民法院のランクによる違いはありません。

なお、実際には、①「著名商標である」との文言、及び②原告による著名商標認定の申請の存在だけで、③当該具体的案件解決のための著名商標認定の論理的必然性の要件を満たさない認定が、行政及び司法で行われる場合があると思われませんが、このような認定がされた場合の取扱いに関する明確な法規定又は判決例等はありません。可能性としては、このような認定がされた場合、上級審による取消等がされない限り、瑕疵が治癒されて上記認定は法的に有効なものとして取り扱われることになり、後の別の案件において斟酌されることになる（著名商標保護規定第 12 条 2 項、商標紛争司法解釈第 22 条 3 項）という考え方もできるかも知れません。

3 著名商標の認定の考慮要素

商標法第 14 条は、著名商標の認定の際に考慮すべき要素として、①関連する公衆の当該商標に対する認知度（具体例：95%以上の消費者が当該商標を知っている）、②当該商標の継続的な使用期間（具体例：過去 20 年以上、当該商標を使用している）、③当該商標のあらゆる宣伝業務の継続期間、程度及び地理的範囲（具体例：過去 20 年以上、中国全土向けの人民日報に週 3 回、新聞広告を掲載している）、④当該商標の著名商標としての保護記録（具体例：去年、別件の民事訴訟において、人民法院による著名商標の認定を受けた）、⑤当該商標が著名であることのその他の要素（具体例：当該商標は全国重点商標保護名録に含まれていた）、の 5 つを定めています。

著名性の認定にあたっては、中国において当該当事者がどの程度、使用・宣伝等してきたか等の事実が考慮されます。この意味で、著名性の認定にあたっては、事実関係の立証がポイントとなるといえます。

4 著名商標の認定の証明資料

著名商標保護規定第 3 条は、以下に掲げる資料を、商標が著名であることを証明する証拠資料とすることができると規定しています。

- (1) 関係する公衆の当該商標に対する認知の程度を証明する関連資料。（具体例：消費者に対するアンケート調査）

- (2) 当該商標の使用継続期間を証明する関連資料。これには、当該商標の使用、登録の経緯及び範囲に関する関連資料が含まれます。(具体例：過去の商品販売台帳)
- (3) 当該商標の宣伝活動の継続期間、程度及び地理範囲を証明するいずれかの関連資料。これには、広告宣伝及び販促活動の方式、地域範囲、宣伝媒体の種類、並びに広告投入量等の関連資料が含まれます。(具体例：人民日報への広告及び広告契約書)
- (4) 当該商標が著名商標として保護を受けた記録を証明する関連資料。これには、当該商標がこれまでに中国又はその他の国及び地区において著名商標として保護を受けたことがあるという関連資料が含まれます。(具体例：当該商標が著名商標として保護を受けた別件民事訴訟の判決書)
- (5) 当該商標が著名であることを証明するその他の証拠資料。これには、当該商標を使用する主要な商品の直近3年間の生産量、販売量、販売収入、利益及び税金、販売区域等の関連資料が含まれます。(具体例：過去3年間の財務報告書)

5 著名商標であることを主張し得る主体及び商品類別

(1) 著名商標の認定を受ける主体は、単数のこともあれば、複数のこともあり得ます。但し、複数の者が同一案件において共同で認定を受けるためには、前提として、当該案件の当事者でなければなりません。これに対し、複数の者が、別々の案件において、同一の商標について著名商標の認定を受けることはあり得ます。

(2) A社とB社が同じ企業グループに属し、両社とも「X」商標を使用している場合に、A社が「X」商標につき著名商標の認定申請をする際、証拠資料として、「X」商標に係わるB社の資料を提出することができるでしょうか。

この点につき検討するに、著名商標保護規定第3条は、商標が著名であることを証明する証拠資料として、①当該商標の使用継続期間を証明する関連資料(当該商標の使用、登録の経緯及び範囲に関する関連資料が含まれます)、②当該商標の宣伝活動の継続期間、程度及び地理範囲を証明するいずれかの関連資料(広告宣伝及び販促活動の方式、地域範囲、宣伝媒体の種類、並びに広告投入量等の関連資料が含まれます)、③当該商標が著名であることを証明するその他の証拠資料(当該商標を使用する主要な商品の直近3年間の生産量、販売量、販売収入、利益及び税金、販売区域等の関連資料が含まれます)等の資料を挙げています。これらの資料は、いずれも、当該商標と申請者との結び付きを示すものといえます。このように、著名商標の認定は、申請者の具体的案件の審理の中で、申請者が提出した証拠資料に

基づいて、申請者について判断されることから、申請者に「属人的」なものであるとすることができます（前出・上海市高級人民法院の裁判官及び国家工商行政管理総局商標局の非公式回答も同旨の見解でした）。

このことから、A社が著名商標の認定申請をする際は、証拠資料としてA社に係わる資料を提出すべきであり、B社のみに係わる資料を提出してもA社の著名商標の認定資料とは認められないと考えられます。もちろん、A社とB社の両社に係わる資料を提出することは可能です。

（3）A社とB社が同じ企業グループに属し、両社とも「X」商標を使用している場合に、ある具体的案件で、A社による「X」商標の著名商標の認定申請が認められた場合、A社は、将来、同じような案件において、相手方当事者が当該商標の著名度について争わないときは、以前の著名商標の認定の結論に基づいて処理されることとなります（著名商標保護規定第12条）。では、もし、このとき、B社が、上記とは別の案件において、A社による「X」商標の著名商標の認定を援用した場合、著名商標保護規定第12条が適用され、以前のA社の著名商標の認定の結論に基づいて処理されることになるのでしょうか。

この点については、(i) 著名商標の認定の効力を受けるのは、あくまで認定申請を行った当事者だけであるとする見解、及び(ii) 当該商標に関わる者は全て、著名商標の認定の効力を受けるとする見解、の2つの見解が考えられます。

この点につき検討するに、著名商標保護規定第3条は、商標が著名であることを証明する証拠資料として、①当該商標の使用継続期間を証明する関連資料（当該商標の使用、登録の経緯及び範囲に関する関連資料が含まれます）、②当該商標の宣伝活動の継続期間、程度及び地理範囲を証明するいずれかの関連資料（広告宣伝及び販促活動の方式、地域範囲、宣伝媒体の種類、並びに広告投入量等の関連資料が含まれます）、③当該商標が著名であることを証明するその他の証拠資料（当該商標を使用する主要な商品の直近3年間の生産量、販売量、販売収入、利益及び税金、販売区域等の関連資料が含まれます）等の資料を挙げています。これらの資料は、いずれも、当該商標と申請者との結び付きを示すものといえます。このように、著名商標の認定は、申請者の具体的案件の審理の中で、申請者が提出した証拠資料に基づいて、申請者について判断されることから、申請者に「属人的」なものであるとすることができます。

これらのことから、(i)の見解が妥当であり、B社が、別の案件において、A社による「X」商標の著名商標の認定申請を援用したとしても、著名商標保護規定第12条は適用されず、以前のA社の著名商標の認定の結論に基づいて処理されることにはならないと解されます。B社が、自己の具体的案件の審理の中で、自己が提出した証拠資料に基づいて、自己について著名商標の認定の可否を判断されることと

なります。

(4) A社とB社が同じ企業グループに属し、両社とも「X」商標を使用している場合に、ある具体的案件で、A社による「X」商標の著名商標の認定申請が認められた場合、A社が第三者に中国における「X」商標の使用許諾をしたとすると、当該第三者（以下「ライセンシー」といいます）は、別の案件において、A社の「X」商標の著名商標の認定を援用することができるのでしょうか（もしこれが肯定されるとすると、ライセンシーに著名商標保護規定第12条が適用され、以前のA社の著名商標の認定の結論に基づいて処理されることになると思われます）。

まず、前述したとおり、著名商標の認定は、申請者に「属人的」なものであり、ライセンシーには著名商標保護規定第12条は適用されないのが原則です。即ち、ライセンシーは、自己の具体的案件の審理の中で、自己が提出した証拠資料に基づいて、自己について著名商標の認定の可否を判断されることとなります。これは、「ライセンシー自身が著名商標の認定を受ける方法」です。

もう1つの方法として、「ライセンシーが、ライセンサーの著名商標の使用許諾を受けたことを主張する方法」があります。即ち、A社が「X」商標の著名商標の認定を受けた場合、その著名商標たる「X」商標の中国における使用許諾を受けたライセンシーは、中国において、ライセンサーたるA社の代わりに（又はA社とともに）、「X」商標の著名商標の認定を援用することができると思われます。この点に関し、商標紛争司法解釈第4条2項の以下の規定が参考となります。

「登録商標専用権の侵害が発生した場合、独占使用許諾契約¹⁶のライセンシーは、人民法院に訴訟を提起することができる。排他的使用許諾契約¹⁷のライセンシーは、商標登録者と共に訴訟を提起することもでき、また商標登録者が訴訟を提起しない状況において自ら訴訟を提起することもできる。一般使用許諾契約¹⁸のライセンシーは、商標登録者の明確な授権を得て、訴訟を提起することができる。」

著名商標の使用許諾の場合と登録商標専用権の使用許諾の場合とでは、使用許諾に関する基本的な利益状況は同じであることから、著名商標の使用許諾の場合にも上記規定が類推適用される可能性があると考えられます。そうだとすると、上記事例の場合、独占使用許諾契約のライセンシーは、A社の「X」商標の著名商標の認

¹⁶ 商標登録者が、約定する期間及び地域並びに約定する方式により、当該登録商標を1人のライセンシーのみに使用を許諾し、商標登録者は約定に従い当該登録商標を使用してはならないという許諾（第3条1号）

¹⁷ 商標登録者が、約定する期間及び地域並びに約定する方式により、当該登録商標を1人のライセンシーのみに使用を許諾し、商標登録者は約定に従い当該登録商標を使用することができるが、第三者に当該登録商標の使用を許諾してはならないという許諾（第3条2号）

¹⁸ 商標登録者が、約定する期間及び地域並びに約定する方式により、当該登録商標について他人に使用を許諾し、且つ商標登録者も自ら当該登録商標を使用し、第三者にその登録商標の使用を許諾することもできるという許諾（第3条3号）

定を援用して訴訟提起等の方法をとることができると考えられます。排他的使用許諾契約のライセンシーは、A社とともに、又はA社が訴訟提起等しない状況においては自ら、A社の「X」商標の著名商標の認定を援用して訴訟提起等の方法をとることができると考えられます。一般使用許諾契約のライセンシーは、A社の明確な授権を得て、A社の「X」商標の著名商標の認定を援用して訴訟提起等の方法をとることができると考えられます。

(5) A社とB社が同じ企業グループに属し、両社とも「X」商標を使用している場合に、ある具体的案件で、A社による「X」商標の著名商標の認定申請が、例えば、1類に該当する商品について認められた場合、A社は、将来、2類に該当する商品に関する紛争案件において、相手方当事者が当該商標の著名度について争わないときは、以前の著名商標の認定の結論に基づいて処理される（著名商標保護規定第12条）という効果を受けることができるのでしょうか。

この点につき検討するに、商標法第14条は、著名商標の認定の際に考慮すべき要素として、①関連する公衆の当該商標に対する認知度、②当該商標の継続的な使用期間、③当該商標のあらゆる宣伝業務の継続期間、程度及び地理的範囲、④当該商標の著名商標としての保護記録、⑤当該商標が著名であることその他の要素、の5つを定めているだけで、商品分類の特定を要求していません。すなわち、著名商標の認定は、特定の商品分類ごとになされるのではなく、当該商標が一般的に著名性を有するか否かという判断によりなされます。

従って、A社による「X」商標の著名商標の認定申請が、例えば、1類に該当する商品について認められた場合、A社は、将来、2類に該当する商品に関する紛争案件において、相手方当事者が当該商標の著名度について争わないときは、以前の著名商標の認定の結論に基づいて処理される（著名商標保護規定第12条）という効果を受けることができると解されます。

6 2つの企業が同一の商標の著名商標の認定申請をした場合

(1) A社とB社が同じ企業グループに属している場合に、「X」商標について、A社が1類のみについて商標登録をしているのに対し、B社がそれ以外の商品分類について商標登録をしており、両者ともに、「X」商標を中国において使用しており、いずれの「X」商標も中国において非常に有名であるというケースがあり得ます。そこで、上記のような事情が著名商標の認定申請の手續にどのような影響を及ぼすかが問題となります。

この点につき検討するに、著名商標保護規定の施行後は、具体的案件ごとに、著名商標としての認定を申請するという制度となっています。つまり、A社は、具体

的案件において、A社が「X」商標についての著名商標としての認定を申請することになります。その際、証拠資料として、A社が「X」商標を使用継続してきたことや宣伝活動を継続してきたことに関する資料等を提出することになります。その際、1類について商標登録をしている事実よりも、むしろ、実際の使用等の事実が重要となります。B社が1類以外の商品分類について「X」商標を登録していることや、別の案件で著名商標の認定申請をしたとしても、そのことは具体的案件におけるA社の著名商標認定申請の手続とは直接の関係はありません。

従って、基本的に、A社が「X」商標の著名商標の認定を受ける障害とはならないと思料されます。結果的に、A社の取得した著名商標認定の判決等と、B社のそれが、並存することはあり得ると思料されます。

(2) 上記(1)のケースにおいて、A社とB社は、それぞれ、別の案件において、「X」商標が著名商標であることの認定申請をしたが、A社の申請は認められ、B社の申請は認められない場合があります。

この場合であっても、著名商標の認定は案件ごとになされ、その認定の効力も当該案件にのみ限られることから、A社の申請は認められ、B社の申請は認められなかったとしても、とくに矛盾や不都合は生じないと考えられます。

7 著名商標の認定が認められなかった場合の不利益

(1) もし、ある具体的案件で、著名商標の認定申請が認められなかった場合、認定結果が出された日から1年以内は、同一の商標について同様の事実及び理由により再度認定請求を提出することができなくなります(著名商標保護規定第9条)。

著名商標の認定申請をしたものの、認定・不認定の判断が示される前に当該申請を撤回したような場合は、「認定結果が出された」という要件を満たさないため、著名商標保護規定第9条の適用を受けないとされる可能性が高いと思料されます(この点について、当職らが、一般論ベースで、商標評議審査委員会の担当者に非公式に電話照会して確認したところ、同旨の回答を得ました)。

著名商標の認定申請が認められなかった判決文等が公表されたり報道されたりした場合、後に他の案件において著名商標認定申請の手続をとる際、当該商標の著名性を否定する方向に働く証拠として提出される可能性があります。なお、現在のところ、北京市高级人民法院等の知的財産権事件の判決文が「北京法院網」¹⁹というウェブサイト上で公開されているほか(公開のタイミングは明示されていません)、数例を除き、原則として公開されていません。

¹⁹ <http://bjgy.chinacourt.org/>

(2) A社とB社が同じ企業グループに属し、両社とも「X」商標を使用している場合に、ある具体的案件で、A社による「X」商標の著名商標の認定申請が認められなかった場合、認定結果が出された日から1年以内は、同一の商標について同様の事実及び理由により再度認定請求を提出することができなくなります(著名商標保護規定第9条)。この場合に、B社も、同一の商標、つまり「X」商標の著名商標の認定申請が認められなくなるのかが問題となります。

この点については、(i) 著名商標保護規定第9条により1年間の制限を受けるのは、あくまで認定申請を行った当事者だけであるとする見解、及び(ii) 例えば申請者がある商標の1類の登録者であったとして、当該商標の2類の別の登録者のように当該商標に関わる者は全て、1年間の期間制限を受けるとする見解、の2つの見解が考えられます。

しかし、①著名商標の認定は、申請者の具体的案件の審理の中で、申請者が提出した証拠資料に基づいて、申請者について判断されることから、申請者に「属人的」なものであると言うことができます。また、②1つの会社の著名商標の認定申請の失敗の責任を、別の会社に負わせるべきではありません。

これらのことから、(i)の見解が妥当であり、上記事例の場合、B社には、上記の著名商標保護規定第9条による制限は適用されないと思われます。

前述「5(2)」のとおり、著名商標認定の証拠資料の範囲を、申請者ごとに「属人的」なものと解すると、著名商標が認定されたことの効力も、申請者に「属人的」に帰属するというのが論理的に自然であると考えられます。この意味で、著名商標認定の証拠資料の範囲と著名商標が認定されたことの効力はリンクしていると言うことができます。

三 著名商標の実際の認定状況

1 著名商標保護規定の施行後、著名商標認定を受けた外国企業の商標

(1) 2004年2月26日、国家工商行政管理総局商標局は、著名商標保護規定の施行後初めて、著名商標認定を受けた43の商標のリストを公表しました²⁰。この中には、以下の2つの外国企業の商標が含まれています(商標管理案件(上記「行政による著名商標認定③」)で認定)。

²⁰ <http://www.jetro-pkip.org/teji/ncmsb43.htm>

国	商標	商標権者	類別および使用商品・役務 ²¹
米国 (2件)	吉列 (GILLETTE)	吉列公司 (ジレット)	第8類：剃刀、剃刀の刃
	雪碧 (SPRITE)	可口可樂公司 (コカコーラ)	第32類：非アルコール飲料

(2) 2004年6月23日、国家工商行政管理総局商標局は、26の著名商標リストを公表しました²²。この中には、以下の11の外国企業の商標が含まれています(商標異議案件で認定)。

国	商標	登録者・所有者	類別および使用商品・役務
米国 (6件)	迪士尼	迪士尼企業公司 (ウォルトディズニー)	第41類：遊園地
	MCDONALD'S およびMマーク	麦当勞公司 (マクドナルド)	第42類：ファーストフードレストラン
	Mマーク	摩托羅拉公司 (モトローラ)	第9類：通信設備
	DU PONT	杜邦公司 (デュポン)	第1類：工業・科学・撮影・農業・園芸・森林に使用する化学用品
	緑箭	箭牌糖類有限公司 (リグリー)	第30類：チューインガム
	美標	美国標準公司 (アメリカンスタンダード)	第11類：衛生陶器、厨房設備
スイス	帝舵表 TUDOR およびロゴマーク	帝舵鐘表有限公司 (チュードル)	第14類：時計
英国	JAGUAR および エンブレム	美洲虎車輛有限公司 (ジャガー)	第12類：自動車、自動車部品
フランス	LANCOME 蘭蔻	蘭金香水美容有限公司	第3類：化粧品、香水

²¹ 表の「類別および使用商品・役務」は、登録商標権のものであり、著名商標が当該類別により限定されるわけではありません。登録商標の指定商品が複数ある場合は、最も商標との結び付きが強いと当局が判断したものを、当該欄に記載しています。以上の点につき、当職らが、一般論ベースで、商標評議審査委員会の担当者に非公式に電話照会して確認したところ、同旨の回答を得ました。

²² <http://www.jetro-pkip.org/dl/lbs/tr07.htm>

		(ランコム)	
ドイツ	BOSS	雨果博斯股份公司 (ボス)	第 25 類：衣類
イタリア	FERRARI	法拉カ公司 (フェラーリ)	第 12 類：自動車

(3) さらに、2004 年 11 月 15 日、国家工商行政管理総局商標局は、62 の著名商標リストを公表しました²³。この中には、以下の 5 つの外国企業の商標が含まれています (商標異議案件で認定)。

国	商標	登録者・所有者	類別および使用商品・役務
オランダ (3 件)	飛利浦 PHILIPS 及び図	皇家飛利浦電子股份有限公司 (Koninklijke Philips Electronics N.V.)	第 9 類：テレビ・半導体 第 11 類：照明装置
	F1 FORMULA1	一級方程式許可公司 (Formula One Administration Limited.)	第 41 類：スポーツのイベント・ 競技の開催、手配
	CARTIER	カール蒂埃爾国際有限公司 (カルティエインターナショナル)	第 14 類：真珠・宝石、アクセサ リー
米国	達克寧	強生公司 (ジョンソン)	第 5 類：抗真菌(症)用薬剤
スイス	TISSOT T	天梭有限公司 (ティソ ティー)	第 14 類：時計

(4) 国家工商行政管理総局の商標局及び商標評審委員会が、2004 年に認定した著名商標は、計 153 件ありました²⁴。認定された著名商標のうち、商標として登録済みのものは 151 件、未登録は 2 件でした。また、中国国内企業の商標は 125 件、外国企業は 28 件ありました (国別内訳は、米国が 15 件、フランス 4 件、オランダ 3 件、スイス 2 件、英国 2 件、ドイツ 1 件、イタリア 1 件)。

(5) 上記のとおり、行政当局 (国家工商行政管理総局商標局) は、多くの外国企

²³ <http://www.jetro-pkip.org/teji/ncmsb62.htm>

²⁴ 2005 年 2 月 17 日付け「新華網」。

<http://www.china.org.cn/chinese/zhuanti/zhshchq/787878.htm>

業の商標を著名商標として認定しています。このように行政当局が多くの著名商標の認定をしている理由として、①国家工商行政管理総局商標局は北京にあり、いわゆる地方保護主義の影響が少ないと思われること、②北京では、外国のブランドに関する情報が入りやすいこと、③証拠に関する要件が厳格ではないこと（原則として、公証は不要）、④行政当局の職員が商標制度に習熟していること等が挙げられます。

2 人民法院による認定

(1) 人民法院に著名商標の認定をする権限があるか否かについては、従来より争いがありましたが、2002年の商標紛争司法解釈の制定により、人民法院にも著名商標の認定をする権限があることが明確化されました。

2002年の商標紛争司法解釈の制定前に人民法院で著名商標が認定されている場合であっても、その認定は、当該紛争案件においてのみ効力を有するにすぎないと思われまます。

実際の訴訟案件において、人民法院が、外国企業の商標を著名商標として認定した判決例としては、例えば、以下のものがあります。

(2) ドメインネームと商標の衝突が争われた案件において、上海市第二中級人民法院²⁵は、P&G（アメリカ）（原告）の「safeguard／舒肤佳」という登録商標は、消費者によく知られており、高い名声を有していること、原告の当該登録商標は国家工商行政管理局の重点保護商標にリストされていること、よって原告の「safeguard」という登録商標は、市場において高い名声を有しており、公衆によく知られている登録商標と認定されるべきであること等を判示しましたが、「safeguard／舒肤佳」という登録商標が著名商標（中国語原文では「馳名商標」）であるとは明言していません²⁶。

これに対し、上記案件の上訴審である上海市高级人民法院²⁷は、明確に、P&G（アメリカ）（原告、被上訴人）の「safeguard／舒肤佳」という登録商標が著名商標（中国語原文では「馳名商標」）であることを判示の中で述べています。即ち、「被上訴人が石鹼商品に使用している safeguard／舒肤佳の文字と図形の結合商標は、著名商標（中国語原文では「馳名商標」）を構成する。」「上訴人は、被上訴人の上述著名商標（中国語原文では「馳名商標」）を知っていたはずである。」「上訴人は、登録した 3 級ドメインネームと被上訴人の著名商標（中国語原文では「馳名商標」）

²⁵ 2000年5月17日審理・2000年10月9日判決。

²⁶ 『中国專利与商標』（2002年第3期）57頁。

²⁷ 上訴日不明・2001年7月5日判決。

中の **safeguard** が同一であることを既に知っていた。」「上訴人は、被上訴人の著名商標（中国語原文では「馳名商標」）中の **safeguard** をドメインネーム登録するにあたり、必要な商標調査を行なわなかった。」等の表現が判示中に含まれていません。

上記の上海市第二中級人民法院による第一審判決及び上海市高級人民法院による上訴審判決は、いずれも、商標法改正の施行日である 2001 年 12 月 1 日及び商標法実施条例の施行日である 2002 年 9 月 15 日より前の判決例であるため、従前の制度を前提とした判決であると思われます。従って、商標法実施条例等の施行以後の新しい制度の下における著名商標の認定とは認められない可能性があると考えられます。また、上記各判決には、商標紛争司法解釈により人民法院に著名商標の認定権限があることが明確化される前の判決であるという問題もあります。

そして、上海市高級人民法院は、以下のように述べて、原告（被上訴人）の勝訴とし、被告（上訴人）のドメインネームを無効としました。

「被上訴人が石鹼商品に使用している **safeguard**／舒肤佳の文字と図形の結合商標は、著名商標（中国語原文では「馳名商標」）である。上訴人は、争いとなっているドメインネームを登録する前には、**safeguard** について正当な権利又は合法的利益を有していなかった。上訴人は、**safeguard** と被上訴人の著名商標（中国語原文では「馳名商標」）中の **safeguard** が同一であることにつき、争いとなっているドメインネームを最初に登録する前に知らなければならず、2 回目に登録する時には既に知っていたはずであるのに、上訴人はなお、争いとなっているドメインネームを登録した。上訴人のドメインネーム登録行為には、主観的には過失があり、客観的には双方当事者の関係について公衆に誤認をもたらすものである。…上訴人のドメインネーム登録行為は、誠実信用の原則と公衆の商業道徳に違反し、被上訴人の商業的信用を不当に利用し、被上訴人の商業的利益に損害を与えたことは、被上訴人に対する不正競争を構成し、相応の民事責任を負わなければならない。」

人民法院は、以上の結論を導くにあたり、上訴人が、被上訴人の **safeguard** 商標が著名であることを知りながらそれを不当に利用しようとした「悪意」の存在を認定するために、「**safeguard**／舒肤佳」が、単なる登録商標ではなく、著名商標（中国語原文では「馳名商標」）でもあることを認定しました。言い換えると、本件では、「**safeguard**／舒肤佳」が登録商標であることを立証しただけでは、ドメインネームを無効とすることはできなかったわけです。その意味では、少なくとも、当該商標が相当程度有名であったこと（「著名」という言葉を用いるか否かは別として）は、必要であったといえると思われます。

（3）日本ペイントの「N」、「立邦漆」「立邦」の中国における登録商標を有している立時集団国際有限公司が、武漢立邦塗料有限公司に対し、企業名称変更を求めた

案件において、武漢市中級人民法院²⁸は、次のように判示しました²⁹。「立時集団は、文字商標の立邦漆『N』、文字図形商標の『立邦漆』、文字商標の『立邦』及び図形商標の『立邦』を、その指定商品の範囲内において商標権を享有できる。文字商標の立邦漆『N』、文字図形商標の『立邦漆』、文字商標の『立邦』と図形商標の『立邦』は、いまだ国家工商管理部門から『著名商標』認定を受けてはいないが、立時集団は、商標登録後、数多くの宣伝活動を実施している。上記商標は 1993 年に登録されて以来、現在に至るまで 10 年間使用され続けており、また、立時集団の長期の宣伝活動や数億元の広告費用、また宣伝広告の範囲は全国にわたり、その商品の売上は年々増えていることから、立邦漆は、一般消費者に非常に親しまれている商品であるということが出来る。『中華人民共和国商標法』第 14 条の規定に基づき、当法院は、立邦漆シリーズ商標を、著名商標（中国語原文では「馳名商標」）として認定する。」

上記案件の上訴審である湖北省高級人民法院³⁰は、次のように判示しました。

「立時集団が提出した登録証によれば、立時集団は、文字商標の立邦漆『N』、文字図形商標の『立邦漆』、文字『立邦』及び図形及び文字『立邦』からなる結合商標の商標権者であり、上記商標の指定商品の範囲内で商標権を有する。他の者は、許可なくこれらの商標を使用することはできない。原審法院は、中華人民共和国商標法第 14 条の規定に基づき、関連公衆の当該商標に対する認知度、商標の継続使用期間、商標に関する宣伝の継続期間、方法及び地理範囲等の要素を総合的に考慮した上で、立邦漆シリーズ商標を著名商標として認定した。但し、本件は、武漢立邦が立時集団の文字商標の『立邦』を商号として使用したことにより生じた権利係争事件であることから、『立邦』文字商標が著名であるか否かという問題となる。立時集団の他の商標が著名であるか否かは、本件とは関係が無い。本案第二審の期間中に、上訴人は、被上訴人が、文字『立邦』と図形『立邦』からなる結合商標を違法に使用しているという点から、第一審法院は立邦シリーズ商標を著名商標として認定すべきでなかったと主張するが、文字商標の『立邦』について違法に使用している問題には触れておらず、原審法院が文字商標の『立邦』を著名商標として認定した際に考慮した各要素について武漢立邦は答弁しておらず、提出した証拠物も被上訴人による立邦シリーズ商標の違法使用の事実を証明するには足りない。ゆえに、文字商標『立邦』を著名商標と認定するのは不当であるとする上訴人の上訴理由は成立せず、当法院は法により却下する。原審法院が下した認定は不当とはいえない。」

上記の武漢市中級人民法院による第一審判決は、商標法改正の施行日である 2001

²⁸ 2002 年 7 月 29 日提訴・2002 年 9 月 12 日判決。

²⁹ 『中国の知的財産権侵害 判例・事例集』（2004 年 3 月、日本貿易振興機構）71 頁以下。

³⁰ 2002 年 11 月 6 日上訴受理・2003 年 1 月 13 日判決。

年12月1日より後ですが、商標法実施条例の施行日である2002年9月15日より前の判決例であるため、同条例による「紛争案件ごとに、申請により、著名商標の認定をする制度」等は適用されないと思われます。従って、商標法実施条例等の施行以後の新しい制度の下における著名商標の認定とは認められない可能性があると考えられます。また、本判決には、商標紛争司法解釈により人民法院に著名商標の認定権限があることが明確化される前の判決であるという問題もあります。

また、湖北省高級人民法院による上訴審判決は、商標法実施条例の施行日である2002年9月15日及び商標紛争司法解釈の施行日である2002年10月16日より後に、上訴が受理され、判決がされていることからすれば、同条例及び同司法解釈の適用を受けるべきようにも考えられます。しかし、第一審の提訴日及び判決日は同条例の施行日より前であったため、同条例の適用はないとも考えられます。本件のように、第一審及び上訴審にまたがって著名商標の認定に関する法令の制定・改正が行なわれた場合に、新旧どちらの法令を適用すべきかについては、明確な経過規定が置かれていないため、必ずしも明らかではありません。本上訴審判決も、商標法実施条例及び商標紛争司法解釈の適用の有無については、何も判示していません。従って、商標法実施条例及び商標紛争司法解釈等の施行以後の新しい制度の下における著名商標の認定と認められる可能性の有無については、不明と言わざるを得ません。

そして、湖北省高級人民法院は、次のように判示し、上訴を棄却しました。

「武漢立邦の商号は、工商行政管理部門により認可されたものであるが、当該商号に使用された市場における業務主体を区別する文字部分である『立邦』と、立時集団が合法的に取得した文字商標の『立邦』とは同一である。立時集団の文字商標の『立邦』は2002年1月7日に国家商標局により登録され、一方、武漢立邦は2002年2月1日に設立されている。立時集団の商標『立邦』は、武漢立邦より先に登録されたことから、中国国内において排他的な法的効果を生じており、立時集団は、在先権³¹を有している。武漢立邦は合法的に登録されたが、立時集団の有する商標権の構成と抵触することから、在先権保護の原則に基づき、武漢立邦の行為は、中華人民共和国商標法第52条第5号に規定される『他人の登録商標専用権にその他の損害を与える』行為に該当し、商標権侵害を構成する。また、中華人民共和国不正競争防止法の規定によれば、事業者は、市場取引において、自由意思、平等、公平、誠実信用の原則を遵守し、公認された商業道徳を遵守しなければならない。武漢立邦は塗料の同業者として、当然、立邦漆が1つの知名ブランドであり、『立邦』が1つの著名商標（中国語原文では「馳名商標」）であることを知らなければなら

³¹ 「在先権」とは、「他人が先に取得した合法的権利」の略称です（商標法第9条1項等に規定されています）。具体例としては、氏名権、肖像権、意匠権、著作権、商号権等が挙げられています（董葆霖「商標法律詳解」38頁）。

ず、また、『武漢立邦』を商号として使用した場合は、関連公衆に対して『武漢立邦』と原告の立時集団が授権した関連企業との間に何らかの関係を有するかのよう、又は市場における同一主体であるかのように誤認させ、一般の消費者にその商品の出所について混同を生じさせることを知っているはずである。さらに、武漢立邦が商号を申請する際、商号の予備名称中に漢高、海尔、宣威などの知名ブランド名を含んでいたことから、『フリーライド』の故意は明らかである。従って、武漢立邦の上記行為は不正競争行為を構成する。従って、立時集団の有する文字登録商標の『立邦』を商号に使用することは侵害を構成しないとの上訴人の上訴理由は、法に基づきこれを却下する。」

上記判示において、湖北省高級人民法院は、文字商標「立邦」が著名商標（中国語原文では「馳名商標」）であることを認定しています。人民法院は、武漢立邦の上述の行為が不正競争行為を構成することの根拠として、武漢立邦が、文字商標「立邦」が著名であることを知りながらそれを不当に利用しようとした「悪意」の存在を認定するために、文字商標「立邦」が、単なる登録商標ではなく、著名商標（中国語原文では「馳名商標」）でもあることを認定しました。言い換えると、本件では、文字商標「立邦」が登録商標であることを立証しただけでは、武漢立邦の不正競争行為を認定することはできなかったわけです。その意味では、少なくとも、当該商標が相当程度有名であったこと（「著名」という言葉を用いるか否かは別として）は、必要であったといえると思われれます。

四 「行政認定」と「司法認定」の比較の整理

「行政による著名商標認定」と「司法による著名商標認定」について、改めて簡単に比較整理いたします。

まず、基本となりますのは、前記のとおり、「行政認定」も「司法認定」も、法的な効果や、後の紛争等に対する一般的効力のいずれの点でも特に区別は無いという点です。また、認定手続の面においても、やはり前記のとおり、「行政認定」「司法認定」のいずれも、具体的な紛争案件のなかで、法定の証明資料を基礎としつつ「著名商標性」を主張・立証するという形での「認定申請」となり、特別の「認定申請手続」があるわけではないという点で共通しています。

ただ、例えば、行政当局（国家工商行政管理総局商標局）による認定は、国家機関の権威ある機関の認定であることから、中国全土の行政機関及び司法機関に対して事実上大きな影響力を有するのに対し、人民法院による認定は、最高人民法院を除いて、せいぜい当該人民法院において事実上の影響力を有するにすぎず、他の地方の人民法院に対しての影響力は小さいということが言えます（司法による認定の場合、最高人民法院、高級人民法院、中級人民法院という人民法院のランクによる

違いは基本的にはありません。但し、最高人民法院による認定又は不認定の判断は、行政機関及び他の地方の人民法院に対する影響力が大きいと言えます)。とくに、前述したとおり、国家工商行政管理総局商標局が公表している著名商標のリストは、他の案件に対する事実上の影響力は大きいと思われます。

また、このように「行政認定」の場合は中央政府による「公式のリスト」という形で公表されるのに対して、「司法認定」の場合はこうした「公式のリスト」という形での公表が行われるわけではないということ自体、後の紛争における実質的・一般的効力という観点で、事実上「司法認定」は「行政認定」にやや見劣りがするということにつながっているとも言えます。

五 制度改善についての提言

中国国家工商行政管理総局商標局及び商標評議審査委員会が認定した著名商標については、リストが公表されています(本稿「三1」)。ところが、人民法院が認定した著名商標については、リストは作成・公表されていません。中国では、北京市等の一部の例外を除いて、判決文が公開されていませんので、人民法院により認定された著名商標を知る手段がありません。

本文で述べたとおり、著名商標としての認定を受けると、様々な効力(例えば、過去に認定された著名商標の別件に対する効力:著名商標保護規定第12条2項、商標紛争司法解釈第22条3項)が認められています(本稿「一3・4」)。もし、過去に認定を受けた著名商標のリストがなければ、商標権者にとっても、第三者にとっても、いかなる商標が著名商標として保護されるのか予測がつかないという不都合があります。

本来、行政による著名商標認定と司法による著名商標認定は、いずれも同一の効果を有するものとして存在する制度であるにもかかわらず(本稿「一4」)、前者についてはリストが公表され、著名商標保護が受けられ易いのにに対し、後者についてはリストが公表されておらず、著名商標保護が受けにくいというのでは、せっかくの著名商標保護制度の効果が半減してしまうおそれがあります。

そこで、人民法院が認定した著名商標についても、人民法院又は国家工商行政管理総局商標局³²がリストを作成・公表し、あるいは、著名商標を認定した判決文を公表するような制度への改善が望まれます。

³² 著名商標の認定に関する最終的な権限と責任を負うのは、国家工商行政管理総局商標局であるとされている(著名商標保護規定第8条)ことから、本文に述べたように、商標局に著名商標リスト(人民法院による認定分を含む)の作成・公表の責任を負わせることは、それほど不合理な制度とはいえないと思料されます。

以上